

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和5年1月

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和4年8月2日	広島県知事（般－29）第 31742 号	福田塗装	福田 邦治	広島県広島市安佐南区 祇園5－28－1	一部廃業	建
令和4年8月2日	広島県知事（般－29）第 2714 号	兼澤工業(株)	兼澤 伸至	広島県広島市安佐南区 高取北1－4－30	一部廃業	と
令和4年8月2日	広島県知事（般－29）第 38509 号	(株)千成	守長 崇喜	広島県広島市南区 荒神町4－7	一部廃業	大
令和4年8月3日	広島県知事（般－29）第 24561 号	幸伸工業(有)	上川 良樹	広島県三原市 幸崎能地7－4－8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月4日	広島県知事（般－29）第 19539 号	(有)丸二緑地	鈴木 敬三	広島県広島市安佐北区 安佐町飯室4415－1	一部廃業	管
令和4年8月4日	広島県知事（般－3）第 40058 号	広島県森林組合連合会	小林 秀矩	広島市中区 鉄炮町4－1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月4日	広島県知事（般－29）第 31695 号	(有)リンク・クリエイト	松岡 晃	広島県広島市中区 流川町7－6	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月4日	広島県知事（般－29）第 21735 号	フルタ工業(株)	古田 浩哉	広島県広島市安佐南区 相田7－47－4	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月5日	広島県知事（般－3）第 37843 号	橋本建工	橋本 晃司	広島県広島市西区 草津浜町11－16－304	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月5日	広島県知事（般－30）第 29430 号	(株)マルカツ工務店	吉川 佳子	広島県広島市東区 曙2－3－7	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月5日	広島県知事（般－2）第 29430 号	(株)マルカツ工務店	吉川 佳子	広島県広島市東区 曙2－3－7	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月3日	広島県知事（般－3）第 15267 号	イケダ産業(株)	池田 義弘	広島県福山市 多治米町2－18－17	一部廃業	土、と、管、舗、しゅ、水
令和4年8月9日	広島県知事（般－1）第 31236 号	大邦産業(有)	高橋 邦宏	広島県福山市 神辺町湯野280－1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月12日	広島県知事（般－30）第 34150 号	(株)大竹山工業所	大竹山 眞之介	広島県呉市 倉橋町18243	一部廃業	機
令和4年8月19日	広島県知事（般－29）第 28983 号	桃谷板金(有)	桃谷 浩一	広島県尾道市 新高山3－1170－196	一部廃業	板
令和4年8月26日	広島県知事（般－1）第 30175 号	橋本電工	橋本 国男	広島県広島市安佐北区 倉橋3－38－7	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月26日	広島県知事（般－30）第 38857 号	若狭工務店	若狭 勝浩	広島県呉市 川尻町西4－3－3太田アパート1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年8月29日	広島県知事（般－29）第 26105 号	(株)建創	中森 彰	広島県広島市佐伯区 楽々園2－1－7	一部廃業	大、石、屋、しゅ、板、ガ、内、絶、具、水
令和4年8月31日	広島県知事（般－29）第 19525 号	五大産業(株)	江種 宏泰	広島県福山市 加茂町字八軒屋29－3	一部廃業	電